渋谷区雨水流出抑制施設設置指導要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、降雨による水害の防止と安全な生活環境の確保に資するため、総合的な治水対策の一環として行う公共施設及び民間施設における雨水流出抑制施設の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　区長は、次に掲げる施設の新築若しくは増改築又は排水系統に関する改修を行おうとする者に対し、当該施設内に雨水流出抑制施設を設置するよう指導するものとする。

⑴　国、東京都、渋谷区その他公共的な団体が設置する施設

⑵　敷地面積が５００平方メートル以上の民間施設

⑶　前２号に掲げるもののほか、治水対策上区長が必要と認める施設

（雨水流出抑制施設）

第３条　雨水流出抑制施設とは、次に掲げる施設とする。

⑴　雨水の浸透施設

⑵　雨水の貯留施設

⑶　前２号に掲げる施設を組み合わせたもの

（抑制対象量）

第４条　渋谷区における雨水流出抑制対策の目標値は、敷地面積１，０００平方メートルにつき雨水６０立法メートルとする。

（技術的事項）

第５条　雨水流出抑制施設の技術的事項に関しては、別に定める「雨水流出抑制施設技術マニュアル」を標準とし、これにより難い場合は、区長と別途協議するものとする。

（計画書）

第６条　雨水流出抑制施設の設置者（以下「設置者」という。）は、建築基準法（昭和２５年法律第２００号）第６条第１項の規定による建築確認申請又は同法第１８条第２項の規定による計画通知の提出の前に、雨水流出抑制施設設置計画書（以下「計画書」という。）を区長に提出するものとする。

（事前協議）

第７条　設置者は、前条の計画書を提出するに当たっては、あらかじめ区長及び下水道管理者と協議を行うものとする。

（完了報告書）

第８条　設置者は、雨水流出抑制施設の設置を完了したときは、遅滞なく雨水流出抑制施設設置完了報告書（以下「完了報告書」という。）を区長に提出するものとする。

（確認）

第９条　区長は、前条の規定により完了報告書が提出されたときは、当該雨水流出抑制施設の設置について確認を行うことができる。

（維持管理及び安全管理）

第１０条　設置者は、雨水流出抑制施設の効果を保持できるように適切に管理するものとする。

２　設置者は、雨水流出抑制施設及びその周辺施設等の安全保持に関し適切な措置を講ずるものとする。

（委任）

第１１条　この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、土木部長が定める。

附　則

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年１月１日から施行する。